

経 済 産 業 省

2 0 2 0 0 2 2 0 保局第 1 号

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 5 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明

電気設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

電気設備の技術基準の解釈（2 0 1 3 0 2 1 5 商局第 4 号）の一部を別紙の
新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に電気事業法第 48 条第 1 項の規定による電気事業法施行規則第 65 条第 1 項第 1 号に定める工事の計画の届出がされ、若しくは設置又は変更の工事に着手されている太陽電池モジュールの支持物については、改正後の電気設備の技術基準の解釈第 46 条第 4 項の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。